

第1章 海上災害対策計画

第1節 基本的考え方等

第1項 計画の目的

宮崎市の海上区域において、船舶の座礁、接触、衝突、沈没等による災害及びこれらの災害による大量の石油類の流出並びにそれに伴う火災（以下、「海上災害」という。）が発生した場合には、人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶及び沿岸住民の安全を図るため、県地域防災計画の「海上災害対策編」による対応を実施するほか、次の対策を講じる。

第2項 市の処理すべき事務

■市の処理すべき事務

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 関係防災機関との調整
- 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- 死傷病者の身元確認
- 沿岸へ漂着した、又はそのおそれのある排出油の除去及び処理等
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- 宮崎県又は他の市町村等に対する応援要請
- 排出油が河川又は港湾等に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、港湾（漁港）施設管理者等に対する通報及び河川流域又は港湾等の沿岸の農・漁業者、漁業協同組合等に対する指導・支援
- 排出油防除資機材及び消火資機材の整備
- 漁業者、観光業者等の復旧支援

第2節 海上災害予防計画

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 情報の収集・連絡体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理課 <input type="checkbox"/> 消防局
第2項 活動体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理課 <input type="checkbox"/> 消防局
第3項 海上災害用整備資機材の整備 1. 救助用資機材の整備 2. 消防用資機材の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理課 <input type="checkbox"/> 消防局
第4項 流出油防除資機材等の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理課 <input type="checkbox"/> 消防局
第5項 ボランティア受入環境の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理課 <input type="checkbox"/> 文化・市民活動課 <input type="checkbox"/> 消防局

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

市及び関係機関は、情報収集の迅速化を図るため、所定の伝達経路及び手段を確認し、沿岸地域住民、沿岸施設及び付近船舶への緊急時の情報連絡体制を確立しておく。

また、住民への油流出災害の伝達手段として、サイレン、広報車等多様な通報伝達手段を確保する。

第2項 活動体制の整備

市は、災害により危険物等が大量に流出した場合に備え、地域住民等の避難誘導活動、危険物等の防除活動等を行うための体制の整備を図る。

第3項 海上災害用整備資機材の整備

1. 救助用資機材の整備

市は、海上災害に備え、救命用ボート、救護用ゴムボート、水中ライト、救命胴衣等の整備に努める。

2. 消防用資機材の整備

市は、船舶火災用の消防用機械・資機材の整備に努める。

第4項 流出油防除資機材等の整備

市は、流出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火機材の整備に努める。

■流出油防除資機材等

- 大量流出油等の拡散防止のための施設及び設備
- 大量流出油等の吸引のための施設及び設備
- 吸引した流出油等の処理のための施設及び設備
- 流出油の物理的、化学的処理のための資機材

第5項 ボランティア受入環境の整備

市は、漂着油の除去作業を行うための要員を確保し、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

第3節 海上災害応急対策計画

[施策の体系・担当部・班]

施策	担当部・班
第1項 活動体制の確立 1. 情報連絡本部の設置 2. 災害警戒本部の設置 3. 市災对本部の設置 4. 連絡調整員の派遣	<input type="checkbox"/> 危機管理課 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各対策部
第2項 捜索、救助・救急及び消火活動	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各対策部
第3項 危険物等の大量排出に対する応急対策 1. 事故状況の通報 2. 被害状況等の把握 3. 漂着油の除去等 4. 油回収作業従事者の健康対策 5. 被災者等への対応 6. 環境調査 7. 回収油等の処分	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 地域保健班 <input type="checkbox"/> 健康支援班 <input type="checkbox"/> 環境指導班 <input type="checkbox"/> 文化・市民活動班
第4項 貯木及び在港船舶対策 1. 貯木対策 2. 在港船舶対策	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 森林水産班

第1項 活動体制の確立

1. 情報連絡本部の設置

危機管理課長（本部長）は、次の場合は本部総括班、警防班、環境政策班、森林水産班、環境指導班等による準予備配備により情報連絡本部を設置する。

■情報連絡本部の設置基準

- 海上災害が発生し、人命救助のための対策が必要なとき。
- 海上災害の発生により、市域の海岸に流出油等の漂着のおそれがあるとき。
- その他、海上災害に関して危機管理課長が必要と認めるとき。

2. 災害警戒本部の設置

危機管理部長（本部長）は、本部対策室員、消防対策部、農政対策部、環境対策部及び福祉対策部等による準警戒配備により市警戒本部を設置する。

■市警戒本部の設置基準

- 海上災害が発生し、多数の人命に被害が及ぶおそれが生じたとき。
- 海上災害の発生により、市域の海岸に流出油等が漂着する等の被害が及ぶおそれがあり、
 厳重な警戒体制をとる必要が生じたとき。
- その他、海上災害に関して危機管理部長が必要と認めたとき。

3. 市災対本部の設置

市長（本部長）は、次の場合は市災対本部を設置する。なお、配備体制は警戒配備を原則とし、状況により増減する。

■市災対本部の設置基準

- 海上災害が発生し、多数の人命に被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
- 海上災害が発生し、流出油等の漂着進路予測、各地の被害発生状況に関する情報等により、市域の海岸等に多量の流出油が漂着し、又はそのおそれがある等相当の被害が予想されるとき。
- その他海上災害に関して、市長が必要と認めたとき。

4. 連絡調整員の派遣

本部長は、宮崎海上保安部及び県の設置する総合調整機関へ本部総括班、消防対策部等から班員を派遣し、関係機関との連絡調整を図る。

第2項 搜索、救助・救急及び消火活動

市及び消防機関は、沿岸において大規模な海上災害が発生した場合には、水難救助用資機材等を活用し、海上保安部、警察等関係機関と協力し、迅速な搜索活動及び救出救助活動を実施する。

また、次に掲げる消火活動を担任し、宮崎海上保安部はこれに協力する。これらの消火活動以外は宮崎海上保安部が担任し、消防機関はこれに協力する。

■消火活動の内容

- 埠頭又は岸壁等の陸岸施設に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶火災
- 海岸に隣接する消防対象物火災

第3項 危険物等の大量排出に対する応急対策

市は、市内沿岸部及びその地先海域において、タンカー等の事故により大量の油の流出や火災が発生し、又は発生のおそれがある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図る。

■海上流出油災害時の市における実施事項

- 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油の防除措置の実施
- 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- 沿岸及び地先海面の警戒
- 沿岸住民に対する避難の指示
- 消火作業及び延焼防止作業
- その他海上保安部の行う応急対策への協力
- 防除資機材及び消火資機材の整備

- 流出油が河川又は港湾等に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、港湾（漁港）施設管理者等に対する通報及び河川流域又は港湾等の沿岸の農・漁業者、漁業協同組合等に対する指導・支援
- 漁業者、観光業者等の復旧支援

1. 事故状況の通報

本部総務班は、事故を発見した場合は宮崎海上保安部へ通報する。

■通報事項

- 船名、総トン数、乗組員数、流出油等の種類及び量又は施設名
- 事故発生日時及び場所
- 事故の概要
- 気象、海象の状況
- 流出油の状況
- 今後予想される被害その他必要な事項

2. 被害状況等の把握

本部総務班は、当該区域又は近隣海域において海上災害により石油類が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施し、速やかにその状況をとりまとめて所轄県地方支部を経由して、県災害対策本部に報告する。

（1）油漂着状況報告

本部総務班は、市の区域内に排出油が漂着したとき又はそのおそれがあるときは、その状況を報告する。

（2）油防除措置状況報告

本部総務班は、市の区域内に排出油が漂着し、防除作業が実施されているときは、次の項目について報告する。報告は、災害の経過に応じて把握した事項から逐次報告するものとし、原則としてファクシミリをもって行う。

■油防除措置状況報告

- 現場汚染の状況（地域別に記載。以下同じ。）
- 実施作業内容
- 実施予定作業内容
- 防除資機材の状況（現場集積量・使用済量・残量）
- 不足する防除資機材の状況（種類・数量）
- 防災出動勢力（人員・隻数）
- 排出油等の回収量
- 漂着の状況（既往分及び新たな漂着の有無）
- 使用した油処理剤の数量
- 作業済み割合
- 問題点等特記事項

3. 漂着油の除去等

(1) 処理量の把握

本部総括班は、関係者と連絡を密にして沿岸部の漂着油、流出する見込み量等の除去に必要な漂着油の処理量を把握し、必要人員、除去計画を策定する。

(2) 救援措置の要請

本部総括班は、流出油船舶の状況及び流出油の海上回収、残留油の流出防止を早期に行うため、救助法の適用等必要な措置を国へ要請する。

(3) ボランティア等の応援要請

文化・市民活動班は、必要に応じて、宮崎市社会福祉協議会や市民活動センター等に協力を依頼し、ボランティアの募集、受付を行う。

4. 油回収作業従事者の健康対策

地域保健班、健康支援班は、油回収作業従事者の健康相談等に対応するため、保健師、看護師等による健康相談チームを編成するとともに、漂着油回収作業現場等に仮設する救護所等と連携しながら、油回収作業従事者の健康保持に努める。

5. 被災者等への対応

地域保健班、健康支援班は、海上災害による石油類の排出に対し、被害地における臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。

6. 環境調査

環境指導班は、油流出災害時の油の気化、海上災害時の火災等による、大気及び水質の汚染に対し、県等へ調査を要請するとともに関係者と協議し、早急な対策を検討する。

■環境調査

- 生態調査
- 大気及び水質調査（油除去後においても）
- 分析結果に基づく応急対応の検討

7. 回収油等の処分

本部総括班は、回収した油等の処分は、原因者が特定されない場合等やむを得ない場合は、宮崎県南部排出油防除協議会と協議のうえ、回収油の処分に関する活動を継続する。なお、油流出事故の原因者の責任において実施することを原則とする。

第4項 貯木及び在港船舶対策

1. 貯木対策

森林水産班は、貯木場における流木対策を次のとおり行う。

■流木対策

- 災害の発生するおそれがある場合は、その情報を森林組合等と連絡をとり、木材所有者へ通報し、事前措置等を指導する。
- 木材が流出するおそれがある場合は、木材を安全な場所に搬出し固縛するように指導・勧告する。
- 搬出不可能な場合は、流出防止措置をとるよう指導・勧告する。

2. 在港船舶対策

森林水産班は、船舶の被害防止対策として次の措置をとる。

■在港船舶対策

- 災害の発生するおそれがある場合は、災害情報等を関係機関に周知する。
- 港内に停泊している船舶に対しては、安全な停泊地に移動又は港内における停泊方法を関係機関に指導する。
- 岸壁係留船舶は、離岸して錨泊させるが、離岸できない場合は、岸壁に乗り上げない措置を関係機関に指導する。
- 荷役中の船舶は、作業を中止させる。
- 港内又はその周辺に漂流物、沈殿物等、交通を阻害する障害物が発生した場合は、その所有者に除去を命ずる。また、他の船舶に対して通報する。

第4節 海上災害復旧計画

1. 施設等の復旧対策

本部総括班は、海水浴場、海釣り場等の市民利用施設における漂着油、水質汚染等が確認された場合、関係者と協議し、早急な復旧対策を検討する。

2. 水産物対策

本部総括班は、漂着油による水産物被害、漁港等の被害による水産物被害が確認された場合、関係者と協議し、早急な復旧対策を検討する。

3. 風評被害対策

本部総括班及び広報班は、油排出事故に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費離れ等を防止するため、観光関連団体、漁業関係団体等と連携し、誘客・消費拡大を図るため、必要に応じ観光キャンペーン等の対策を講じる。

第2章 航空災害対策計画

第1節 基本的考え方等

第1項 基本的考え方

宮崎空港、宮崎空港隣接区域、宮崎空港周辺地区及びその他の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下、「航空災害」という。）が発生した場合、あるいはまさに発生しようとしている場合は、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、県地域防災計画の「航空災害対策編」による対応を実施するほか、次の対策を講じる。

■用語の定義

- 宮崎空港とは、宮崎空港事務所が所有・管理する区域。
- 宮崎空港隣接区域とは、宮崎空港に隣接するごく狭い範囲の区域。
- 宮崎空港周辺区域とは、宮崎空港を中心とする半径9キロの管制区域で宮崎空港と隣接区域を除く地域。
- その他の地域とは、市内における上記以外の地域。

第2項 宮崎空港の概要

宮崎空港の概要は、次のとおりである。

■宮崎空港の規模と施設概要

事項	現況
所在地	宮崎県宮崎市赤江
標点位置	北緯 31° 52' 38" 東経 131° 26' 55"
空港面積	1,766,000m ²
基本施設	滑走路 2,500m×45m 誘導路 4,409m×(18m, 23m, 26.5m, 28.5m, 30m, 34m) 着陸帯 2,620m×300m エプロン 163,000m ² 大型用 5バース 中型用 1バース 小型用 4バース 小型機用 6バース
航空灯火	進入灯火、滑走路灯火、誘導路灯火、エプロン照明灯
電源施設	商用電源 6.6kV、600kW 予備発電 375kVA×1 625kVA×1 無停電 100kVA×2 30kVA×2
無線施設	空港対空通信施設、ATIS、ASR/SSR、FDP、ARTS、VOR/DME、ILS(LLZ、GS、T-DME)

事項	現況
駐車場	138,000㎡ 駐車台数 885台
ターミナルビル	旅客ターミナル 延床面積 約28,200㎡ 貨物ターミナル 敷地面積 約 8,900㎡ 建築面積 約 2,600㎡
消火救難施設	化学消防車3台、給水車1台、救急医療搬送車1台、救難照明車1台、貯水槽(40t×6ヶ所、20t×1ヶ所、消火栓4ヶ所)」

第2節 航空災害予防計画

航空災害予防計画は、「第1編 風水害対策編」を準用し、運用する。

第3節 航空災害応急対策計画

航空災害時の応急対策は、「第1編 風水害対策編」を準用し、運用する。
ただし、航空災害を考慮し、次の対策を講じる。

[施策の体系・担当部・班]

施策	担当部・班
第1項 活動体制の確立	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各対策部
第2項 宮崎空港及び隣接区域対応(空港事務所管轄)	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部
第3項 空港周辺及びその他の地域への対応(空港事務所管轄外)	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部

第1項 活動体制の確立

市長（本部長）は、次の場合は市災対本部を設置する。配備体制は、警戒配備を原則として、状況により増減する。

なお、災害状況により関係課による情報連絡本部又は関係部による市警戒本部を設置する。

■市災対本部の設置基準

- 災害の規模が拡大し、広範囲な対応が必要なとき。
- 広域的な協力体制が必要とするとき。
- その他、航空災害に関して市長が必要と認めたとき。

第2項 宮崎空港及び隣接区域対応(空港事務所管轄)

本部長は、宮崎空港事務所が設置する合同対策本部に対し、本部総括班、消防対策部から班員を派遣し、関係機関との連絡調整を図る。

第3項 空港周辺及びその他の地域への対応(空港事務所管轄外)

本部長は、県が設置する合同対策本部に対し、本部総括班、消防対策部から班員を派遣し、関係機関との連絡調整を図る。

第3章 鉄道災害対策計画

第1節 基本的考え方等

第1項 基本的考え方

宮崎市内において相当の人的・物的被害が生じる等大規模な鉄道災害が発生した場合は、被害の軽減又は拡大防止のため、県地域防災計画の「鉄道災害対策編」による対応を実施するほか、次の対策を講じる。

第2項 鉄道概況

九州旅客鉄道株式会社が管理・運営する旅客鉄道の概況は、次のとおりである。

■ 県内鉄道概況

(平成23年3月31日現在)

線名	営業キロ (km)		区間
	路線全体	宮崎県	
総数	738.7	315.4	
日豊本線	462.6	164.3	宗太郎、(県境)市棚～五十市、(県境)財部
日南線	88.9	81.7	南宮崎～福島高松、(県境)大隅夏井
吉都線	61.6	58.5	都城～京町温泉、(県境)鶴丸
肥薩線	124.2	9.5	吉松、(県境)真幸～(県境)矢岳
宮崎空港線	1.4	1.4	田吉～宮崎空港

資料：九州旅客鉄道株式会社

第2節 鉄道災害予防計画

鉄道災害予防計画は、「第1編 風水害対策編」を準用し、運用する。

第3節 鉄道災害応急対策計画

鉄道災害時の応急対策は、「第1編 風水害対策編」を準用し、運用する。
ただし、鉄道災害を考慮し、次の対策を講じる。

[施策の体系・担当部・班]

施策	担当部・班
第1項 活動体制の確立	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 九州旅客鉄道株
第2項 連絡調整員の派遣	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各対策部

第1項 活動体制の確立

市長は、市内において大規模な鉄道災害が発生し、相当の被害が予想される場合は、市災対本部を設置する。配備体制は、警戒配備を原則として、状況により増減する。

なお、災害の状況により、関係課による情報連絡本部又は関係部による市警戒本部を設置する。

■市災対本部等の設置基準

- 災害の規模が拡大し、広範囲な対応が必要なとき。
- 広域的な協力体制が必要とするとき。
- その他、鉄道災害に関して市長が必要と認めたとき。

第2項 連絡調整員の派遣

本部長は、県が設置する災害対策現地合同調整本部に対し、本部総括班、建設対策部及び消防対策部等から班員を派遣し、関係機関との連絡調整を図る。

第4章 道路災害対策計画

第1節 基本的考え方等

第1項 基本的考え方

市内の道路において、相当の人的・物的被害が生じる等大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路警戒、通行の禁止又は制限等、被害の軽減又は拡大防止のため、県地域防災計画の「道路災害対策編」による対応を実施するほか、次の対策を講じる。

第2項 道路概況

宮崎県内の道路は、路線数34,659、実延長約20,211kmであり、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道に分かれている。

■ 県内道路概況

(令和2年4月1日現在)

区分		路線数	実延長 (m)
高速自動車道		3	201,996.0
国 道	指定区間	3	307,318.0
	うち有料道路	1	4,379.0
	指定区間外	16	871,308.7
	計	19	1,178,626.7
県 道	主要地方道	48	972,253.7
	うち有料道路	1	16,320.0
	一般県道	145	1,047,058.6
	計	193	2,019,312.3
国県道計		212	3,197,939.0
市 町 村 道	1級	756	1,624,421.0
	2級	935	1,489,873.0
	その他	32,753	13,696,789.0
	計	34,444	16,811,083.0
総計		34,659	20,211,018.0

注1) 現道、旧道及び新道を含む

注2) 有料道路を含み、自転車道は含まない

第2節 道路災害予防計画

道路災害予防計画は、「第1編 風水害対策編」を準用し、運用する。

第3節 道路災害応急対策計画

道路災害時の応急対策は、「第1編 風水害対策編」を準用し、運用する。

ただし、道路災害を考慮し、次の対策を講じる。

[施策の体系・担当部・班]

施策	担当部・班
第1項 活動体制の確立	<input type="checkbox"/> 建設対策部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各対策部
第2項 連絡調整員の派遣	<input type="checkbox"/> 建設対策部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部

第1項 活動体制の確立

市長（本部長）は、市内において大規模な道路災害が発生し、相当の被害が予想される場合は、市災対本部を設置する。配備体制は、警戒配備を原則として、状況により増減する。

なお、災害の状況により、関係課による情報連絡本部又は関係部による市警戒本部を設置する。

■市災対本部等の設置基準

- 災害の規模が拡大し、広範囲な対応が必要なとき。
- 広域的な協力体制が必要とするとき。
- その他、道路災害に関して市長が必要と認めたとき。

第2項 連絡調整員の派遣

本部長は、県が設置する災害対策現地合同調整本部に対し、本部総括務班、建設対策部及び消防対策部等から班員を派遣し、関係機関との連絡調整を図る。

第5章 危険物等災害対策計画

第1節 基本的考え方等

第1項 基本的考え方

市内において危険物又は高圧ガスの漏洩、流出、火災及び爆発等、若しくは毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等、あるいは、火薬類の火災、爆発等により多数の死傷者等が発生（以下、「危険物等災害」という。）した場合は、被害の軽減又は拡大防止を図るため県地域防災計画の「危険物等災害対策編」による対応を実施するほか、次の対策をとる。

第2項 危険物施設の状況

危険物施設は、消防法の規制に従って監督・自主保安体制がとられているため、消防機関の指導の他、施設の管理者の防災対策に頼らざるを得ない。

また、交通網の拡大により危険物輸送による事故の危険性も大きくなっている。

■危険物施設一覧

（令和3年3月31日現在）

危険物施設	貯蔵所									取扱所				合計	
	製造所	屋外貯蔵所	屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	簡易タンク	地下タンク	移動タンク	小計	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所		小計
数量	2	9	80	111	21	0	151	151	523	242	3	1	111	357	882

第2節 危険物災害予防計画

消防機関は、危険物（消防法 第2条第7項）による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、消防法及び関係法令に基づく規制、保安意識の高揚、自主保安体制の確立等を図る。

これらの危険物施設に対しては、次の方針により消防及び警察等の関係機関と協力して災害発生及び拡大の防止を図る。

■災害発生及び拡大防止の方針

- 関係法令の遵守
- 消防法に基づく保安監督の強化
- 保安体制の確立及び教育の徹底
- 危険物施設における自衛消防組織の育成

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 危険物施設保安対策	<input type="checkbox"/> 消防局
第2項 危険物災害予防対策	<input type="checkbox"/> 消防局
第3項 危険物運搬、移送対策	<input type="checkbox"/> 消防局
第4項 消火薬剤の緊急輸送対策	<input type="checkbox"/> 消防局

第1項 危険物施設保安対策

消防局は、消防法に定める危険物製造所等の所有者に対し、保安監督について指導監督を行う。また、必要に応じて危険物製造所等の所有者に対し、資料の提出及び報告、立入検査等、危険物に対する規制と指導を行う。

第2項 危険物災害予防対策

消防局は、次の危険物災害予防対策を講じる。

■危険物災害予防対策

- 危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物保安統括管理者及び危険物施設保安員の責任体制の確立を指導する。
- 危険物取扱者に対し、保安教育の徹底を図る。
- 危険物施設における危険物取扱者の立ち会いがない状態での危険物の取り扱いを規制する。
- 基準に適合しない施設又は無許可施設等による危険物の貯蔵、取り扱い等を規制する。
- 各危険物施設における自衛消防組織の育成を推進するため、各種防災活動への参画を依頼する。
- 関係事業所は、緊急時の応急対策の実施に備え、災害用装備資機材等をあらかじめ整備充実しておく。また、備蓄（保有）資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。
 - ・オイルフェンス
 - ・中和剤
 - ・吸着マット
 - ・水質汚濁防止のための資機材等
 - ・消火資機材

第3項 危険物運搬、移送対策

消防局は、次の危険物運搬、移送対策を講じる。

■危険物運搬、移送対策

- 容器、積載方法等についての基準厳守を指導、強化する。
- 車両火災の予防、安全運転の励行等について指導するとともに、予防査察を行う。

第4項 消火薬剤の緊急輸送対策

消防局は、次の消火薬剤の緊急輸送対策を講じる。

■消火薬剤の緊急輸送対策

- 特殊火災における近接市町村との消防相互応援体制の強化を図る。
- 消防機関、関係事業所等における消火剤の保有状況、化学消防車その他、化学消防設備の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図る。

第3節 危険物災害応急対策計画

危険物等災害時の応急対策は、「第1編 風水害対策編」を準用し、運用する。
ただし、危険物等災害を考慮し、次の対策を講じる。

[施策の体系・担当部・班]

施策	担当部・班
第1項 活動体制の確立 1. 情報連絡本部の設置 2. 災害警戒本部の設置 3. 市災对本部の設置	<input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各対策部
第2項 連絡調整員の派遣	<input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各対策部

第1項 活動体制の確立

1. 情報連絡本部の設置

危機管理課長（本部長）は、次の場合は本部総括班、警防班、環境政策班及び森林水産班等による準予備配備により情報連絡本部を設置する。

■情報連絡本部の設置基準

- 危険物等災害が発生し拡大するおそれのあるとき。
- その他、危険物等災害に関して危機管理課長が必要と認めるとき。

2. 災害警戒本部の設置

危機管理部長（本部長）は、次の場合は本部対策室員、消防対策部、地域振興対策部、農政対策部、環境対策部及び福祉対策部等による準警戒配備により市警戒本部を設置する。

■市警戒本部の設置基準

- 危険物等災害の拡大により、多数の人命に被害が及ぶおそれが生じたとき。
- その他、危険物等災害に関して危機管理部長が必要と認めたとき。

3. 市災对本部の設置

市長（本部長）は、次の場合は市災对本部を設置する。なお、配備体制は、警戒配備を原則として、状況により増減する。

■市災对本部の設置基準

- 危険物等災害の拡大により、多数の人命に危害が及ぶおそれが生じたとき。
- その他、危険物等災害に関して市長が必要と認めたとき。

第2項 連絡調整員の派遣

本部長は、県が設置する総合調整機関に対し、本部総括班、消防対策部等から班員を派遣し、関係機関との連絡調整を図る。

第6章 林野火災対策計画

第1節 基本的考え方等

第1項 基本的考え方

市内において林野火災が発生すると、地理的条件によっては消火活動が困難なことから、貴重な森林資源を焼失することになる。また、火災の拡大状況によっては、人家への延焼等住民の生命、財産に甚大な損害を及ぼす可能性があり、被害の拡大防止を図るため、県地域防災計画の「林野火災対策編」による対応を実施するほか、次の対策を講じる。

第2項 林野火災対策の状況

市及び消防機関は、近隣市町と広域火災等の場合を想定して消防相互応援協定を締結している。

第2節 林野火災災害予防計画

森林資源の重要性並びに林野火災の特殊性に鑑み、予防体制及び巡視・監視の強化、関係機関との連携、相互応援協定等による広域的な消防体制の確立、入山者の防火意識の高揚を積極的に推進する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 火入れの協議・制限 1. 火入れの協議 2. 火入れ等の制限	<input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 森林水産班
第2項 消防体制の整備	<input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 本部総括班
第3項 資機材の整備と備蓄	<input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 本部総括班
第4項 防火意識の普及、火災予防普及啓発	<input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 本部総括班

第1項 火入れの協議・制限

1. 火入れの協議

市は、火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）第21条及び第22条に基づく市長の許可について、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分調整を図る。

また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

2. 火入れ等の制限

市は、気象条件によっては、入山者等に火気を使用しないよう指導する。

また、特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づき、期間を限って一定区域内の火入れの差し止め等を制限する。

第2項 消防体制の整備

市及び消防機関は、自衛隊、県、警察等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立する。

また、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制の確立を図る。

第3項 資機材の整備と備蓄

消防機関は、消防力の強化のため、小型動力ポンプ・送水装置、背負式消火水のう、チェーンソー、消火作業用機器等の計画的な資機材の整備と備蓄を積極的に推進する。

第4項 防火意識の普及、火災予防普及啓発

市は、火災発生期における、予防広報を積極的に推進する。

■ 予防広報

区分	広報内容・方法						
火災予防運動の設定	春季・秋季の年2回の火災予防週間に併せ、広報紙等を活用し周知徹底を図る。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>火災予防運動</th> <th>時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋季火災予防運動</td> <td>11月9日～11月15日</td> </tr> <tr> <td>春季火災予防運動</td> <td>3月1日～3月7日</td> </tr> </tbody> </table>	火災予防運動	時 期	秋季火災予防運動	11月9日～11月15日	春季火災予防運動	3月1日～3月7日
火災予防運動	時 期						
秋季火災予防運動	11月9日～11月15日						
春季火災予防運動	3月1日～3月7日						
ポスター、標識板等の設置	登山口、林道、樹木、駅、交通機関等に掲示し注意を喚起する。						
ラジオ、テレビ等の活用	報道機関、学校等の協力を得て、火災予防普及啓発を図る。						
啓発活動	予防標識等による入山者や林野周辺住民の予防措置の周知徹底を図る。また、林野火災予防運動の推進により広報活動等で、広く住民の林野火災防止意識の向上に努める。						

第3節 林野火災災害応急対策計画

林野火災の応急対策は、「第1編 風水害対策編」を準用し、運用する。
ただし、林野火災災害を考慮し、次の対策を講じる。

[施策の体系・担当部・班]

施策	担当部・班
第1項 活動体制の確立 1. 情報連絡本部の設置 2. 災害警戒本部の設置 3. 市災对本部の設置	<input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各対策部
第2項 連絡調整員の派遣	<input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 本部総括班
第3項 予防措置	<input type="checkbox"/> 消防対策部
第4項 火災防ぎょ計画の対応	<input type="checkbox"/> 消防対策部

第1項 活動体制の確立

1. 情報連絡本部の設置

危機管理課長（本部長）は、次の場合は本部総括班、警防班、環境政策班及び森林水産班等による準予備配備により情報連絡本部を設置する。

■情報連絡本部の設置基準

- 林野火災が発生し、延焼拡大により自衛隊に対する災害派遣要請の必要が生じたとき。
- その他、林野火災に関して危機管理課長が必要と認めたとき。

2. 災害警戒本部の設置

危機管理部長（本部長）は、次の場合は本部対策室員、消防対策部、地域振興対策部及び農政対策部等の関係対策部等による準警戒配備により市警戒本部を設置する。

■市警戒本部の設置基準

- 林野火災が発生し、人命に損害が及ぶおそれが生じたとき。
- 林野火災の発生・拡大により、市長から知事、知事から自衛隊へ災害派遣要請が行われたとき。
- その他、林野火災に関して危機管理部長が必要と認めたとき。

3. 市災对本部の設置

市長（本部長）は、次の場合は市災对本部を設置する。なお、配備体制は、警戒配備を原則とし、状況により増減する。

■市災对本部の設置基準

- 林野火災が発生し、多数の人命に被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
- その他、林野火災に関して市長が必要と認めたとき。

第2項 連絡調整員の派遣

本部長は、県が設置する総合調整機関へ、本部総括班、消防対策部等の班員を派遣し、関係機関との連絡調整を図る。

第3項 予防措置

消防対策部は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。

1. 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民等への周知等必要な措置を講じる。

2. 火災警報の周知徹底

火災警報の周知は、サイレン吹鳴の他、報道機関への広報依頼、広報車による巡回広報等を通じ周知徹底を図る。

第4項 火災防ぎょ計画の対応

消防対策部は、「宮崎市消防計画」に基づく火災防ぎょ計画による対応を実施する。

第7章 中高層建築物災害予防計画

第1節 基本的考え方等

第1項 基本的考え方

近年の建築物は土地の有効利用、効率化を図るために高層化、大規模化が進み、これらは一般の建築物と比較すると、使用形態が複雑多様化しており、よりきめ細かな防災対策が必要である。中高層建築物の所有者、管理者、占有者（以下、「関係者」という。）、消防機関等は次に掲げる各事項の推進を図り、もって中高層建築物等における災害を未然に防止するものとする。

なお、高層建築物※とは、高さが31m（11階以上）を超える建築物をいう（消防法第8条の2）。※消防局では、消防上問題となる中高層建築物（3階以上の建築物）の所在を把握している。

■関係法令

（消防法第8条の2の4【避難上必要な施設等の管理】）

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならない。

（消防法第8条の2の5【自衛消防組織の設置を要する防火対象物】）

第8条第1項の防火対象物のうち多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものとして政令で定めるものの管理について権限を有する者は、政令で定めるところにより、当該防火対象物に自衛消防組織を置かなければならない。

第2項 中高層建築物の概況

宮崎市における中高層建築物の現況は、次のとおりである。

■中高層建築物の現況

（令和3年3月31日現在）

区分	中層建築物								棟数
	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	
宮崎市	2,710	1,513	668	274	205	162	75	92	合計
区分	高層建築物								
階層	11階	12階	13階	14階	15階	18階	19階	43階	5,828
宮崎市	43	23	12	27	20	2	1	1	

第2節 中高層建築物災害予防計画

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 消防機関による予防措置 1. 予防査察の実施 2. ガス事業者との連携強化 3. 消防施設の整備、充実	<input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> ガス事業者
第2項 管理者等の措置 1. 管理者等 2. ガス事業者	<input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> ガス事業者

第1項 消防機関による予防措置

消防機関は、中高層建築物等における災害を未然に防止するよう努める。

1. 予防査察の実施

消防局は、消防法第4条の規定に基づき、消防用設備等の設置、維持状況及び防火管理の適否について検査を行い、消防関係法令の規定に適合しないもの及び火災が発生した場合に人命に危険があると認められるものについては、その関係者に対し必要な改善を行わせ、又は火災予防上必要な措置を命じ、災害の予防に万全を期する。

2. ガス事業者との連携強化

消防局は、ガス事業者との連絡通報体制、出動体制及び現場における連携体制等の強化に努める。

3. 消防施設の整備、充実

消防局は、中高層建築物等の災害に対処するため、「消防力の整備指針」及び各地域の実情に基づきはしご車又は屈折はしご車、救助用資機材の整備、充実に努める。

第2項 管理者等の措置

1. 管理者等

管理者等は、関係機関の指導に基づき、次の事項について積極的に推進する。

■管理者等の措置

- 関連施設及び消防用設備等
- 耐火構造、防火構造及び防火区画の点検整備
- 内装等建築材料の不燃化及び内装制限
- 避難施設等（階段、通路、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口）の点検整備
- 自衛消防組織の充実強化
- 防火管理者、火元責任者等の防災に関する知識の向上
- その他防災上必要な事項

2. ガス事業者

ガス事業者は、中高層建築物等におけるガス漏れ警報設備等の安全設備の普及促進を図る。

■ガス事業者の措置

- 燃焼器を設置した場合には、ガス漏れ警報設備（集中監視型）を設ける。
- 燃焼器は金属可撓管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホースでガス栓と接続する。
- 管理人室等から遠隔操作できる緊急ガス遮断装置等を設置検討する。
- 導管は1年に1回以上漏洩検査を実施する他、1年に1回以上安全使用の特別周知を行う。
- ガスによる事故を想定し、管理者、消防機関、警察署の協力を得て、事業所毎に年1回以上防災訓練を実施する。

第8章 不発弾処理対策計画

第1節 基本的考え方等

宮崎市内において、関係者の証言や記録等の調査により、不発弾の埋没が予測され、具体的な発掘工事が予定される場合の発掘手順を定めるとともに、発掘された不発弾等並びに工事現場などから偶発的に発見された不発弾等に関する処理対策を定める。

第2節 不発弾処理対策計画

[施策の体系・担当部・班]

施策	担当部・班
第1項 埋没不発弾等の発掘 1. 埋没不発弾等の確認 2. 埋没不発弾等の発掘事前準備 3. 埋没不発弾等の発掘 4. 埋没不発弾等の処理	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 建設対策部 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 各対策部
第2項 偶発的発見不発弾等の処理対策 1. 連絡の窓口等 2. 処理対応 3. 不発弾等処理に伴う市災对本部の設置 4. 避難区域等の設定 5. 不発弾処理計画 6. 避難等の実施 7. 情報の受伝達 8. 報道対応等 9. その他の連絡調整	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 建設対策部 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 各対策部

第1項 埋没不発弾等の発掘

1. 埋没不発弾等の確認

(1) 相談の窓口及び連絡

市民の届出者からの不発弾の埋没情報などに関する相談窓口は、危機管理課とする。相談を受けた場合、所轄警察署に連絡する。

(2) 埋没不発弾等の情報収集等

危機管理課は、市民等の届出者からの具体的な相談を受けた場合、次の内容について情報収集し、又は記録に基づく史実等の調査を行う。市域にまたがる総合的な調整が必要なとき及び国、県が所有し又は管理する施設や場所に関する相談については、関係機関と連携し情報収集を行う。

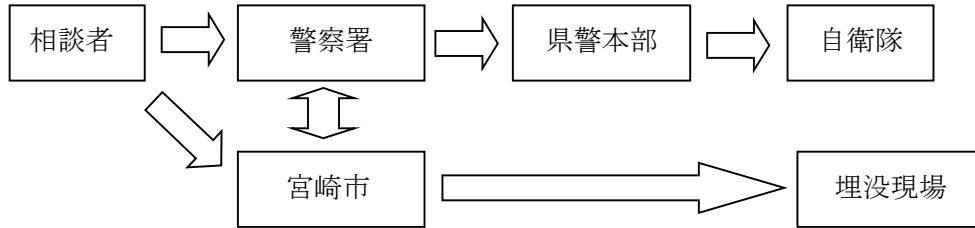
市長は、危機管理部長の報告に基づき埋没の可能性が高い場合には、不発弾の発掘の実施を決定する。

■情報収集及び文献調査の項目

区分	項目
主な収集情報	<input type="checkbox"/> 空襲等の年月日 <input type="checkbox"/> 推定埋没位置 <input type="checkbox"/> 空襲時の目撃状況 <input type="checkbox"/> 推定埋没位置の現在の状況 <input type="checkbox"/> 他の目撃者の状況

区分	項目
	○土地所有者の確認 ○その他必要な情報
主な文献等の調査	○情報提供場所周辺の住民聞き取り調査 ○地史資料等の活用による事実関係調査 ○過去の不発弾発見情報調査（周辺5キロ程度） ○旧軍の陣地・施設の情報調査

■埋没が予測される不発弾等相談時対応フロー



■相談者への確認事項

<ul style="list-style-type: none"> ○事実確認、信憑性の確認 ○届出者、土地所有者の意思確認 <ul style="list-style-type: none"> ・自費による探査、工事实施の意思 ・自費による工事实施時の警察、自衛隊立会い等の必要性の意思など
--

2. 埋没不発弾等の発掘事前準備

危機管理課は、事実確認等により不発弾等の埋没が確認され、本市による発掘の実施が決定された場合、次により発掘に伴う事前準備を行う。

(1) 発掘日程等の決定

危機管理課は、本市による発掘の実施が決定された後の具体的な発掘日程等について、関係機関と協議し決定する。

(2) 交付金の申請

市長は、「不発弾等交付金交付要綱」に基づき、県を通じて国（総務省大臣官房総務課）に交付申請を行う（参考 昭和48年10月30日 総管第524号の都道府県知事あて総理府総務副長官通達）。

(3) 緊急幹部会議

埋没した不発弾等の探査や発掘方針等を決定するため緊急幹部会議を行う。

(4) 不発弾処理対策会議

不発弾の探査終了後、概ね次の内容を協議するため、本市関係部局及び自衛隊、県、警察、海上保安部、交通機関、その他の関係機関による不発弾処理対策会議を開催する。

■事前調整事項

- 各機関相互の発掘方針等の調整
- 各事務分掌に応じた役割分担の調整
- 発掘当日の行動等についての調整

(5) 発掘計画の作成等

本市関係部局及び関係機関は、事前調整を踏まえ、不発弾等の発掘に際し、事務分掌に応じて、次による発掘計画を作成する。

■発掘計画項目

- 工事計画
- 発掘に伴う建造物の移転計画
- 交通機関の運行計画
- 交通規制計画
- 広報計画
- 警備計画
- 警戒区域設定と避難計画
- 救急・救護計画
- 発掘日までの保安計画
- その他必要な各機関別の行動計画

(6) 地元説明

危機管理課は、緊急幹部会議等を踏まえ発掘計画に基づき地元説明を行う。

3. 埋没不発弾等の発掘

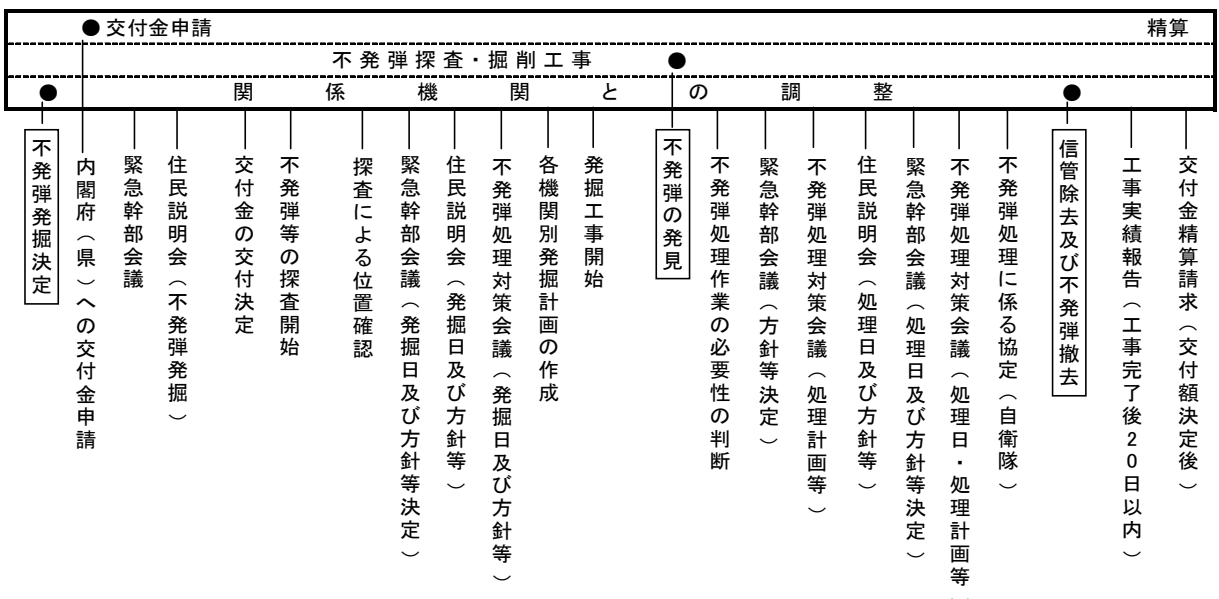
市は、発掘計画に基づき、確認された不発弾等の埋没予測地点において発掘を行う。

発掘に伴う住民避難・交通規制等の判断に当たっては、自衛隊等専門家の意見収集分析を行うとともに、状況に応じて本市から自衛隊へ相談を行い、必要に応じて立会を要請する。

■自衛隊の相談・要請先

- 陸上自衛隊西部方面後方支援隊第104不発弾処理隊（目達原駐屯地）

■不発弾等の発掘及び処理日程

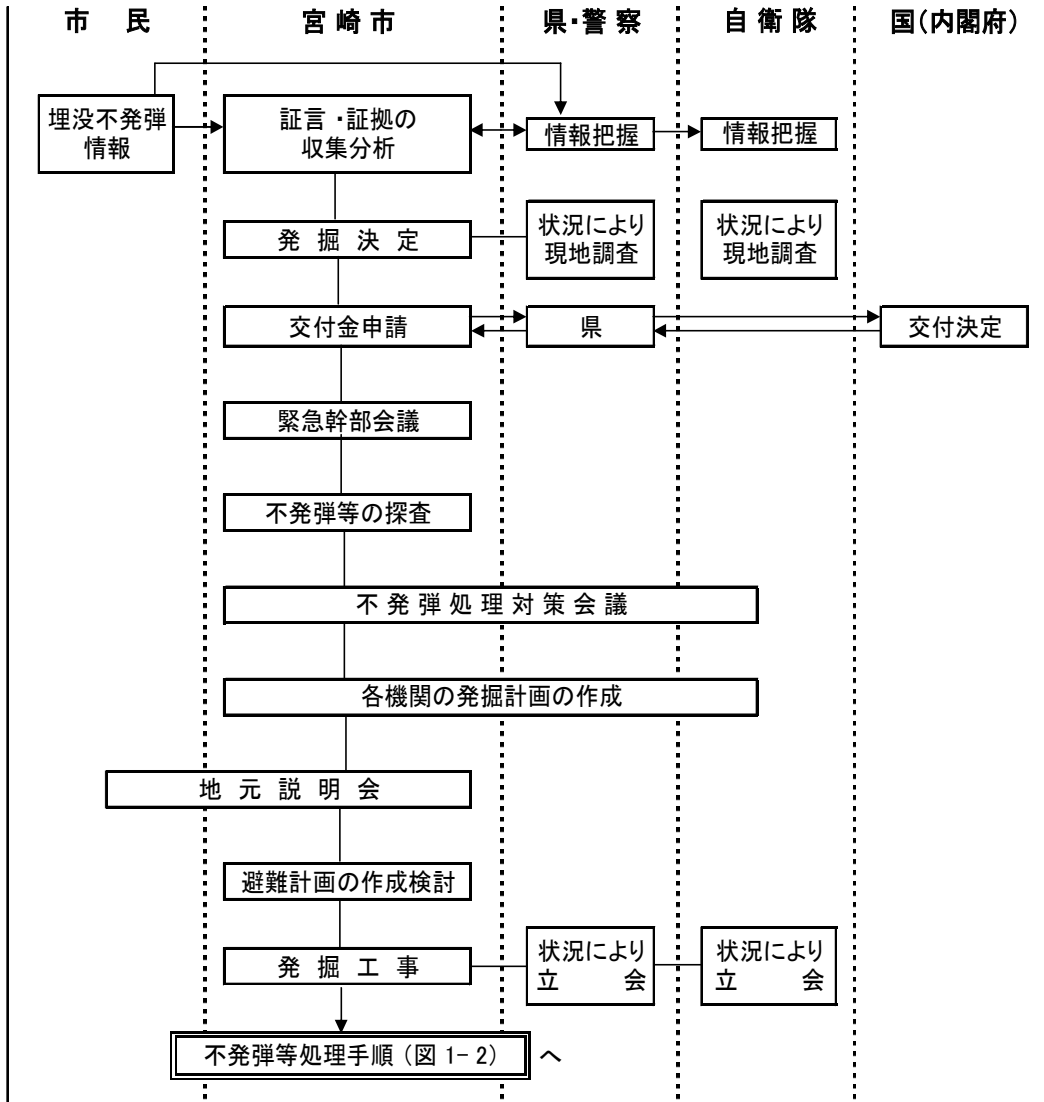


(注) 1. 処理日程は、緊急幹部会議等を踏まえ、地元説明会を開催し決定する。
2. 信管除去は、信管の状況等によって様でないため、不発弾の発見と自衛隊の信管確認までは、不確定な要素が残ることもある。

4. 埋没不発弾等の処理

発掘後の処理については、「第2項 偶発的発見不発弾等の処理対策」等の処理対策に準じる。

■不発弾等発掘手順



第2項 偶発的発見不発弾等の処理対策

工事現場などにおいて偶発的に発見された不発弾等については、次の処理対策を講じる。

1. 連絡の窓口等

工事現場などから偶発的に発見された不発弾等の処理作業に関する対応については、危機管理課を窓口とする。相談を受けた危機管理課は、所轄警察署に連絡する。

危機管理課は、宮崎県警察本部が行う調査に立ち会うものとし、状況により災害発生に備えて消防隊の派遣を依頼する。

2. 処理対応

市は、処理にいたるまでの発掘等の埋没地の掘削、周辺構築物の除去、保護、市民の安全対策等の対応を行う。

本市による発掘後の不発弾等若しくは偶発的に発見された不発弾等の処理については、自衛隊が行う。

ただし、処理作業に伴い爆発のおそれがあり、住民避難等の対応が必要な場合については、自衛隊と本市との役割分担を事前に確認するため、両者との間で協定を締結する。

本市における処理にあたっての体制等は、次のとおりである。

(1) 不発弾処理要請

宮崎県警察本部長は、自衛隊に不発弾処理要請を実施する。

(2) 緊急幹部会議及び不発弾処対策会議

市は、爆発のおそれがあり処理を必要とする場合、必要に応じ処理用防護工事や住民避難、処理日など今後の方針を決めるため緊急幹部会議を行う。

また、緊急幹部会議をふまえ、本市関係部局及び自衛隊、県警察、交通機関等の関係機関による不発弾処理対策会議を開催する。

(3) 地元説明

市は、緊急幹部会議等を踏まえ地元説明を行うとともに、処理を行う日を協議する。

(4) 自衛隊との協定締結等

市は、不発弾処理対策会議を踏まえ、本市と自衛隊において締結する不発弾等の処理にあたっての主な協定内容は次のとおりである。

■不発弾の処理に関する自衛隊との協定内容

- 自衛隊が実施する作業の範囲（不発弾等の信管除去及び運搬等）
 - 本市が行う安全管理の対応（処理作業に伴い実施する住民避難等）
 - 不発弾等処理を実施する期間等
 - その他処理に際して必要な事項
- 〔参考〕昭和33年7月4日付4省庁事務次官通達の概要（防衛・警察・自治・通産）
- ・不発弾の処理は、自衛隊が実施する。
 - ・都道府県警察は、不発弾を発見し、又は発見の届出を受けたときは、自衛隊に処理を要請し、処理完了までの間、公共の安全のために必要な警戒措置をとる。
 - ・不発弾の処理に関しては、公共の安全を図る見地から、自衛隊及び都道府県の関係機関は相互協力する。

3. 不発弾等処理に伴う市災対本部の設置

市長は、不発弾等処理に伴う住民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、市災対本部を設置する。

また、処理当日に現地対策本部を設置し、自衛隊による不発弾の信管処理が無事終了し、安全が確認されたときに廃止する。

■不発弾処理に伴う本市及び各機関の事務分掌

関係機関及び所属		事務分掌
宮崎市	宮崎市 危機管理部	1 事前調査及び処理決定に関すること 2 処理計画に関すること 3 広報（事業所・住民等）の計画に関すること 4 避難計画の立案に関すること 5 現地対策本部の設置及び運営に関すること 6 指定避難所の開設・運営・閉鎖に関すること 7 自衛隊との連絡調整に関すること 8 県との連絡調整及び交付金申請事務に関すること 9 関係機関との連絡調整に関すること 10 処理に伴う予算執行に関すること 11 報道機関対応に関すること 12 その他処理に伴う総合調整に関すること
	総合支所 地域センター 地域事務所	1 地元説明に関すること 2 避難所運営に関すること 3 広報（事業所・住民等）の実施に関すること
	消防局	1 消防・救急計画、事業所対策計画、無線運用計画に関すること 2 消防特別警備の実施に関すること 3 消防・救急活動の実施に関すること 4 消防団との連携に関すること
	建設部	1 処理工事の見積・設計に関すること 2 探査・発掘・建物等の移転に関すること 3 土木事業者との連絡調整に関すること 4 交通規制の調整に関すること
	福祉部 子ども未来部	1 要配慮者対策に関すること 2 福祉施設、保育所、幼稚園等施設との連絡調整に関すること
	健康管理部	1 医療施設との連絡調整に関すること 2 救急救護所の開設に関すること 3 救護活動に関すること 4 医師会との連絡調整に関すること
	教育委員会	1 学校施設との連絡調整に関すること
	上下水道局	1 施設の発災対応に関すること
	関係機関	自衛隊
警察		1 自衛隊に対する処理要請に関すること 2 交通規制に関すること 3 安全確保のための必要な警戒措置に関すること 4 警戒区域内の防犯・警備に関すること
県		1 関係機関との連絡調整に関すること 2 交付金申請事務に関すること
海上保安部		1 安全確保のため必要な措置に関すること 2 船舶の航行安全に関すること
交通機関		1 航空・鉄道・バス等影響路線の運行計画に関すること
その他 九州電力 宮崎ガス NTT 西日本		1 施設の発災対応に関すること

※このほか、不発弾の埋没が予想される施設や場所又は不発弾が発見された施設や場所に関係する国や県の機関、その他の機関については、処理の内容に応じた事務を担当する。

4. 避難区域等の設定

本部長は、不発弾等処理に伴う避難区域について、自衛隊と十分協議のうえ、緊急幹部会議及び不発弾処理対策会議で決定する。

5. 不発弾処理計画

関係各機関は、不発弾を適正に処理するため、次の処理計画を作成する。

■処理計画

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 住民避難誘導計画 | <input type="checkbox"/> 医療・救護計画 |
| <input type="checkbox"/> 無線運用計画 | <input type="checkbox"/> 要配慮者避難計画 |
| <input type="checkbox"/> 交通規制計画 | <input type="checkbox"/> 公共交通機関運行計画 |
| <input type="checkbox"/> 警戒区域内の警備計画 | <input type="checkbox"/> 広報計画 |
| <input type="checkbox"/> 消防・救急計画 | <input type="checkbox"/> その他必要な計画 |
| <input type="checkbox"/> 事業所対策計画 | |

6. 避難等の実施

本部長は、事前に作成した避難計画に基づき、次により住民等を避難させる。

■実施事項

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 避難誘導班の配置 |
| <input type="checkbox"/> 住民等に対する避難広報の実施 |
| <input type="checkbox"/> 指定避難所の開設と運営 |

7. 情報の受伝達

本部長は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係する機関・場所へこれらの情報を伝達する。

■受伝達事項

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 不発弾等の処理作業の進行状況 |
| <input type="checkbox"/> 指定避難所における避難者の状況 |
| <input type="checkbox"/> 交通機関停止及び道路交通規制等の状況 |
| <input type="checkbox"/> 交通機関等における乗客等の滞留状況 |
| <input type="checkbox"/> その他必要な情報 |

8. 報道対応等

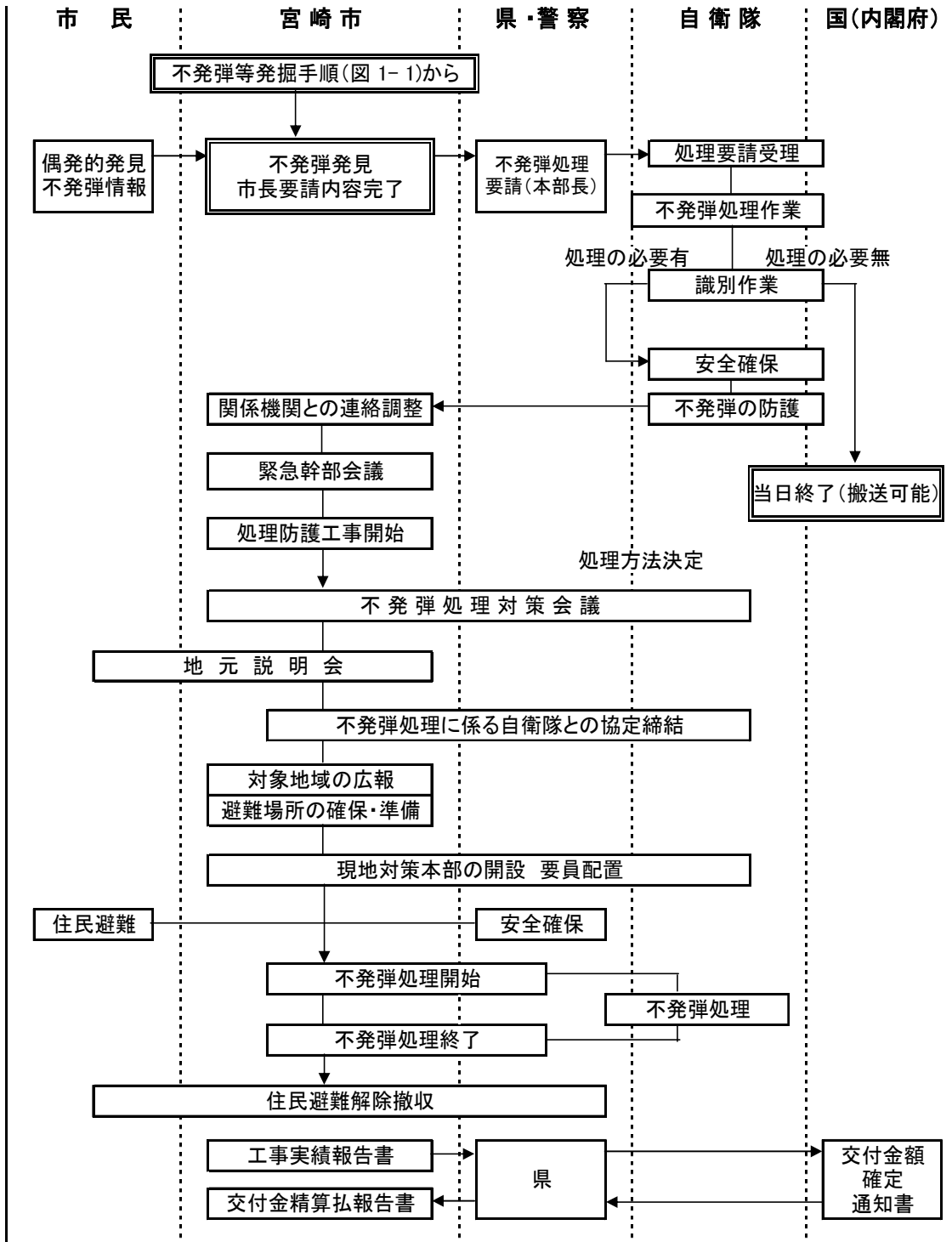
本部長は、取材報道機関に対し、随時状況を説明する。

9. その他の連絡調整

本部長は、国土交通省大阪航空局宮崎空港事務所長に対し、各航空会社及び航空機所有者等の飛行について安全対策上の措置を要請する。

また、不発弾処理に伴う警戒区域が海域に及ぶ場合は、宮崎海上保安部に連絡し、海上における安全対策上の措置の調整を図る。

■不発弾等処理手順



第9章 火山災害応急対策計画

第1節 基本的考え方等

宮崎市内においては、火山の噴火に伴う噴石や土石流などによる直接的な人的被害の発生は極めて低いと想定されるものの、降灰による農林水産物、交通、市民生活等への支障など次の被害が予想されるため、次の対策を講じる。

■降灰による、具体的予想被害

- 露地野菜等への降灰、ハウス倒壊等による出荷不能
- 降灰及び粉塵等による健康被害、学校教育等への支障
- 道路、道路標識等視界(認)不良及び粉塵等に伴う事故
- 家畜避難の所要発生、上水道への影響、降灰処理時の負傷
- 観光・イベントへの影響等

第2節 火山災害応急対策計画

[施策の体系・担当部・班]

施策	担当部・班
第1項 活動体制の確立	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各班
第2項 火山災害応急対策 1. 住民に対する情報伝達及び問い合わせ対応 2. 災害対急対策 3. マスコミ等対応	<input type="checkbox"/> 危機管理課 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各班

■第1項 活動体制の確立

火山災害による人的被害発生の可能性は低いことから、災害対策本部等を設置することなく、関係部局において対応することを基本とする。

ただし、市民生活に大きな影響を及ぼす事象が発生した場合は、警戒本部等を設置して対応する。

■本部の設置基準

区分		設置基準
情報連絡本部	準予備体制 [危機管理課職員]	○霧島山火山が爆発的噴火（長期にわたり継続して爆発的噴火を繰り返している場合を除く）した場合 ○火山周辺自治体が、警戒本部又は対策本部を設置した場合 ○その他、危機管理課長が必要と認める場合
	予備配備体制 [関係課職員]	○継続した噴火により、市民生活に影響が及ぼす降灰が続く場合
災害警戒本部		○降灰により、継続して市民生活に大きく影響することが予想され、関係部局、県及び関係機関等と連携し対応する必要がある場合
災害対策本部		○降灰による被害が甚大で全庁あげて対応する必要がある場合

第2項 火山災害応急対策

1. 住民に対する情報伝達及び問い合わせ対応

市は、住民に対する情報伝達及び問い合わせ対応を行う。

■住民に対する情報伝達及び問い合わせ対応

区 分		担 当	手 段
気象情報等	風向き等降灰予測に関する事 直接被害した地域の状況等に関する事	危機管理課	防災メール、ケーブルTV、サンシャインFM等
対応事象	農林水産物の被害に関する事	関係各課	○上記手段 危機管理課が総合調整及び統制 ○市広報、自治会等を通じた広報
	降灰処理に関する事		
	健康被害に関する事		
	観光・イベント等に関する事		
	学校対応に関する事		
	上水道汚染等に関する事		
道路排水、道路の灰処理に関する事			
その他降灰により被害を受けた事象			

2. 災害対急対策

対応事象に応じ関係課が主体となり実施する。所管課不明の場合は、危機管理課が調整する。

3. マスコミ等対応

危機管理課は、マスコミ等に対応する。ただし、対応事象区分に示す細部の事項については関係課と調整して対応する。

第10章 原子力災害対策計画

第1節 基本的考え方等

第1項 基本的考え方

原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針（平成25年9月全部改正）」において、原子力災害対策重点区域を有する自治体においては、地域防災計画の中に原子力災害対策編を定めることが義務づけられた。

宮崎県内においては、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下、「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はない。また、最も近い原子力事業所である、鹿児島県薩摩川内市の九州電力株式会社川内原子力発電所についても、本市境まで90キロメートルを超える距離があり、本市域は原子力災害対策重点区域には該当しない。

■原子力災害対策の重点区域

目 安	原子力災害対策の内容
原子炉から半径概ね 5 km 以内	予防的防護措置を準備する区域（PAZ※1） ⇒緊急時は即時避難等を実施
原子炉から半径概ね 30 km 以内	緊急時防護措置を準備する区域（UPZ※2） ⇒緊急時は防護措置等を実施

※1 PAZ: Precautionary Action Zone

※2 UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、宮崎県は平成26年3月に県地域防災計画に原子力災害対策編を新設した。

本市においては、原災法、原子力災害対策指針、その他関係法令等、「宮崎県地域防災計画」の趣旨を踏まえ、万一の場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、予防対策、応急対策及び復旧対策を定める。

なお、今後の原子力災害対策指針の改定内容や、科学的な知見及び防災上の重要事項を把握するとともに、その他の状況変化を踏まえ、本章も必要に応じて検討を加え修正を行なうこととする。

■用語の定義

原子力災害	原災法第2条第1号に規定する被害をいう。
原子力事業者	原災法第2条3号に規定する事業者をいう。
原子力事業所	原災法第2条4号に規定する工場又は事業所をいう。
警戒事態	原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。
施設敷地緊急事態	原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。
全面緊急事態	原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。

第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、宮崎市地域防災計画（風水害対策編）第1章第3節に定める「防災関係機関の実施責任と処理すべき業務大綱」を基本とするほか、原子力事業者である九州電力株式会社については特に次のとおり定める。

機関名	業務の大綱
九州電力株式会社	(災害予防・災害応急対策) (1) 原子力施設における原子力災害の発生の防止に関する措置に関する こと。 (2) 従業員に対する防災に関する教育及び訓練に関すること。 (3) 関係機関との情報連絡体制の整備及び防災上必要な情報の提供に 関すること。 (4) 原子力災害の拡大の防止や原子力災害の復旧に関すること。 (5) この計画に基づき、市その他の防災関係機関が実施する対策への 協力に関すること。

第2節 原子力災害予防計画

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 情報の収集・連絡体制の整備	<input type="checkbox"/> 各課
第2項 応急体制の整備 1. 災害対策本部の体制整備等 2. 防災関係機関相互の連携体制	<input type="checkbox"/> 各課
第3項 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備	<input type="checkbox"/> 各課
第4項 住民等への健康相談体制の整備	<input type="checkbox"/> 各課
第5項 防災訓練等の実施	<input type="checkbox"/> 各課
第6項 住民等への的確な情報伝達	<input type="checkbox"/> 各課
第7項 民間企業等との連携	<input type="checkbox"/> 各課

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

市は、原子力災害に対し万全を期すため、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努め、有事の際の連絡方法や体制の確認を行う。

第2項 応急体制の整備

市は、原子力災害発生時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制等について整備する。

1. 災害対策本部の体制整備等

市は、災害対策本部等を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部等の設置場所、本部の組織・所掌事務、運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

また、事態が長期化した場合に備えた職員の動員体制の整備を図る。

2. 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から国、県、その他の関係機関と原子力災害対策に係る体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の有する機能の把握に努めるなど、相互の連携体制の強化を図る。

第3項 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備

1 屋内退避、一時移転等に係る体制の構築

市は、防災関係機関等と連携して、原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避、一時移転及び避難に係る体制の構築に努めるものとする。(避難は、空間放射線量等が高い又は高くな

るおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、1週間程度内に当該地域から離れるため実施するものである。以下「一時移転等」という。）

2 屋内退避、一時移転等に係る避難所の確保・整備

市は、気密性、遮蔽性の高い造りの公共的施設等を屋内退避、一時移転等に係る避難所として指定するよう努める。

第4項 住民等への健康相談体制の整備

市は、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応できるよう、相談体制の整備を図る。

第5項 防災訓練等の実施

市は、県と連携し、屋内退避、一時移転等や除染活動など原子力防災にも応用可能な要素が含まれている総合防災訓練や国民保護訓練と連携し、計画的な原子力防災訓練の実施に努める。

また、必要に応じて国や県が実施する原子力防災訓練に参加する。

第6項 住民等への的確な情報伝達

市は、住民等に対し、原子力災害に関する情報提供を迅速かつ確実に実施できるよう、災害の状況に応じて提供すべき情報の項目について事前に整理しておく。

また、市は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多種媒体の活用に努める。

特に要配慮者に対しては、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備を図る。

さらに市は、県と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できる体制の構築に努める。

市は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うために、同報系防災行政無線の使用をはじめ、複数の伝達方法を検討する。

第7項 民間企業等との連携

市は、すでに民間企業や団体と締結している災害時応援協定の見直しや、新たな協定の必要性、その他の連携のあり方について検討する。

第3節 原子力災害応急対策計画

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1. 各事態発生時の連絡体制	<input type="checkbox"/> 各課
第2項 活動体制の確立	<input type="checkbox"/> 各課
第3項 住民等への的確な情報伝達活動 1. 住民等への情報伝達活動 2. 住民等からの問い合わせに対する対応	<input type="checkbox"/> 各課
第4項 屋内退避、一時移転等の防護活動	<input type="checkbox"/> 各課
第5項 緊急時モニタリングの実施	<input type="checkbox"/> 各課
第6項 医療及び健康相談の実施	<input type="checkbox"/> 各課

第1項 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1. 各事態発生時の連絡体制

本市においては、川内原子力発電所における原子力災害の発生の場合は、県と九州電力株式会社が平成25年7月16日に締結した「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」（以下、「覚書」という。）により定められた次の方法により、情報連絡が行われることになっており、それに従う。

（1）警戒事態等（「覚書」に基づく「異常時」の事象）が発生した場合の連絡体制

県は、九州電力株式会社から連絡を受けた事項について、市町村及び関係機関に直ちにファクシミリ等で連絡するものとする。なお、必要と認められる場合は電話による連絡も併せて行う。

（2）施設敷地緊急事態又は全面緊急事態（「覚書」に基づく「非常時」の事象）が発生した場合の連絡体制

県は、九州電力株式会社から通報・連絡を受けた事項について、市町村及び関係機関に直ちにファクシミリ等で連絡するものとし、併せて電話による連絡も行う。

（3）施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡及び収集

九州電力株式会社から、県に施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡があった場合、県は、九州電力株式会社から連絡を受けた事項について、直ちに市町村及び関係機関に連絡する。

第2項 活動体制の確立

市は、川内原子力発電所における原子力災害を覚知した際、次の場合は危機管理課及び関係課職員による準予備配備体制の情報連絡本部を設置し、情報収集に当たる。

また、収集した情報を分析した結果、市民生活に影響を及ぼす事態が予想される場合は、状況に応じ体制を強化する。

■情報連絡本部等設置の基準

- 川内原子力発電所において、警戒事態又はこれに準じる事象が発生したとき。
- その他危機管理課長が必要と認めたとき。

第3項 住民等への的確な情報伝達活動

1. 住民等への情報伝達活動

市は、覚書に基づき県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、必要に応じ同報系防災行政無線、市防災メール等により迅速かつ確実に住民に対し情報伝達を行うものとする。

2. 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、住民等の安心に資するため、県と連携し、必要に応じて問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

なお、住民等のニーズを踏まえて、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第4項 屋内退避、一時移転等の防護活動

市は、原災法による国の指示等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

1 屋内退避、一時移転等の指示等

原子力発電所から30kmを超える区域においても、原子力発電所の事故状況によっては、屋内退避の防護措置が実施される場合がある。また、放射性物質の放出後、国が主体となって実施する緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針に定める基準値を超える空間放射線量率が計測された地域について、一時移転等の防護措置が実施される場合がある。

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、市は、住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

原災法第20条第2項の規定により、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から、屋内退避又は一時移転等の指示があった場合には、市は、これらの伝達を県から受けて、区域内の住民に対して屋内退避又は一時移転等の指示を行うとともに、市の区域を越えて一時移転等が必要と

なる場合については、県と連携し、避難者の受入れについて、関係市町村等と協議・調整を行うものとする。

2 屋内退避の実施

屋内退避の防護措置を実施する場合、住民は速やかに自宅や職場、近くの公共施設等へ屋内避難するものとする。市は、消防、警察等関係機関の協力のもと、屋内退避の指示のあった区域内の屋外にいる住民に対し、速やかに自宅等に戻るか、近くの公共施設等に屋内退避するよう指示するものとする。

3 避難所の開設及び運営

市は、屋内退避、一時移転等に備えて避難所を開設し、住民に対して周知を図るものとする。

4 要配慮者等への配慮

市は、避難所への誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者の健康状態に十分配慮するものとする。

第5項 緊急時モニタリングの実施

現在、市内においてはモニタリングポストが1箇所設置されている。

市は、県が実施する緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）によって収集されたデータを受け取り、その後の対策に活用する。また、県と協力して可搬型の放射線量測定器の活用によるデータ収集を行うための体制を整備する。

第6項 医療及び健康相談の実施

市は、県と連携し、医療及び健康相談等を実施する。

第4節 原子力災害復旧計画

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 放射性物質による環境汚染への対処	<input type="checkbox"/> 危機管理課 <input type="checkbox"/> 各課
第2項 風評被害等の影響の軽減	<input type="checkbox"/> 危機管理課 <input type="checkbox"/> 各課
第3項 心身の健康相談体制の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理課 <input type="checkbox"/> 各課

第1項 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第2項 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第3項 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。